

【地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費について】

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。平成30年度一般会計予算における社会保障施策経費への充当状況は下記のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 41,176千円

【歳出】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策経費 737,302千円

(単位:千円)

事業名		平成30年度予算額	財 源 内 訳					
			特 定 財 源				一 般 財 源	
			国庫支出金	府支出金	地方債	その他	地方消費税交付金(社会保障財源化分)	その他
社会福祉	社会福祉関係経費	395,900	154,155	104,979	0	18,004	13,074	105,688
社会保険	社会保険関係経費	268,568	9,858	36,933	0	0	24,414	197,363
保健衛生	保健衛生関係経費	72,834	227	5,383	7,000	26,725	3,688	29,811
合 計		737,302	164,240	147,295	7,000	44,729	41,176	332,862

※ 地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、地方消費税交付金の平成30年度当初予算額の17分の 7に相当する額とし、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。